

令和4年4月1日道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者業務の拡充Q & A

Q1 安全運転管理者の業務が拡充されるということですが、どのような内容が追加されるのですか？

A. これまで、酒気帯びの有無の確認（以下「酒気帯び確認」といいます。）は、運転開始前のみで足りましたが、今回の改正で、

- 運転前に加えて、運転終了後においても確認すること
- 確認した内容を記録し、1年間保存すること
- 確認する具体的な方法

が追加されました。

Q2 追加された業務はいつから義務化されるのですか？

A. 今回の改正は二段階に分けて施行されます。

（1）令和4年4月1日施行

- 運転前・後に酒気帯び確認をすること
- 確認の方法は、目視等により、原則対面して行うこと
- 確認の内容を記録し、1年間保存すること

（2）令和5年12月1日施行

- 確認方法は、目視等に加えてアルコール検知器を用いて行うこと
- アルコール検知器を常時有効（正常に作動し、故障がない状態）に保持すること

Q3 目視等による確認はどのようにすればよいですか？

A. 運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子などによって確認してください。

Q4 酒気帯び確認の内容を記録するに当たり、定められた様式がありますか？

A. ありませんが、次の事項について記録してください。

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無
 - イ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

※ ①、④、⑤、⑥については、運転前と運転後の確認について記録できるようにしてください。

※ ③については、車両を乗り換えた場合には、複数台の記録が必要になります。

Q 5 記録内容のうち、⑦の指示事項、⑧のその他必要な事項は何を記載するのですか？

A. ⑦の指示事項については、飲酒の有無や体調等により、運転に関して指示したこと（例えば「本日は運転しないよう指示した」など）を書いてください。

⑧のその他必要な事項は、車両を乗り換えた場合の車両番号や、アルコール検知器の保守・点検状況など、必要に応じて記載してください。

Q 6 国家公安委員会の定めるアルコール検知器の基準は？推奨品はありますか？

A. アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものと定められています。

推奨品は特にありません。

個人で購入したアルコール検知器を使用することは、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が、正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が常時有効に保持するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、差し支えありません。

Q 7 運転前後の酒気帯び確認は、従業員が車両を運転する都度行う必要がありますか？

A. ここにいう「運転」とは、「業務目的の運転」のことで、「運転前後」とは「一連の業務としての運転」の前後をいいます。

酒気帯び確認は必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りります。

Q 8 仮眠を伴う交替制勤務の場合、酒気帯び確認はいつ行えばいいですか？

A. 仮眠も一連の業務に含むため、日をまたぐ場合でも、前の勤務員と交替する時が業務開始、次の勤務員と交替する時が業務終了と解して、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に酒気帯び確認を行うことで足りります。

Q 9 荷物の配送業務などで長距離を運転する場合に仮眠（日をまたぐ場合もあり）をとりますが、仮眠は業務の終了として酒気帯び確認が必要ですか？

A. Q 7のとおり、酒気帯び確認は運転を含む一連の業務の開始前と終了後などです。

仮眠も一連の業務に含むため、仮眠時の確認までは求められていません。

Q 10 直行直帰の場合など、事業所に立ち寄らずに業務目的の運転を開始又は終了する場合でも、酒気帯び確認は必要ですか？

A. 必要です。

業務開始場所、終了場所がどこであれ、業務目的の運転の前後には酒気帯び確認を行わなければなりません。

Q 1 1 私有車やリースの車両など、事業所が所有する車両以外の車両で業務目的の運転をする場合でも、酒気帯び確認は必要ですか？

A. 不要です。

リース車両など、事業所が業務使用目的で管理している車両を運転する場合は必要ですが、私有車やレンタカーを一時的に使用することとなった場合は、安全運転管理者業務としての酒気帯び確認は不要です。

ただし、車両等の使用者が、業務目的で車両等を運転させる場合には、私有車やレンタカーであっても、飲酒運転などの法令違反をさせないよう管理することは必要です。

Q 1 2 長期出張の場合、酒気帯び確認はいつ行えばいいですか？

A. 出張先で、各日の運転を含む業務の開始前と終了後に確認する必要があります。

Q 1 3 出張先等で、従業員がレンタカーを運転して業務に従事する場合、使用車両がレンタカーであっても、酒気帯び確認が必要ですか？

A. 不要です。

Q 1 1 のとおり、レンタカーを一時的に使用する場合は、安全運転管理者業務としての酒気帯び確認は不要です。

ただし、車両等の使用者が、業務目的で車両等を運転させる場合には、私有車やレンタカーであっても、飲酒運転などの法令違反をさせないよう管理することは必要です。

Q 1 4 酒気帯び確認は全て安全運転管理者が行わなければならないのですか？

A. 原則、安全運転管理者が行わなければなりません。安全運転管理者不在時など、安全運転管理者が確認することが困難な場合は、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に行わせることが可能であり、これが業務委託であっても差し支えありません。

ただし、補助者に酒気帯び確認を行わせる場合であっても、必要な時には補助者が速やかに安全運転管理者等の指示を仰ぐことができるようにするなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実に取られることが必要です。

【必要な対応の例】

- ① 安全運転管理者に速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行う
- ② 運転者に対して指示を行うことが必要な場合、安全運転管理者があらかじめ詳細にマニュアル等で定めた判断基準や指示内容に従って対応し、補助者が判断できない内容等はその都度安全運転管理者に報告し、必要な対応等について指示を受ける

Q15 対面での確認が困難な場合はどのようにすればいいですか？

A. 運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰する運転者や、出張先の運転者の確認、早朝深夜等安全運転管理者不在時など、対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよく、下記の例のような方法がこれに当たります。

なお、対面によらない確認であってもQ14のとおり、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者が行っても差し支えありません。

【例】

- ① カメラ、モニター等により、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともにアルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともにアルコール検知器による測定結果を報告させる方法

Q16 アルコール検知器使用の義務化後、Q15の対面によらない確認の場合にも、アルコール検知器を使用した確認を実施しなければならないのですか？

A. 必ずアルコール検知器を使用して確認しなければなりません。

運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させるなどしてください。

Q17 アルコール検知器使用の義務化後、アルコール検知器が壊れた場合はアルコール検知器による確認をしなくてもよいですか？

A. アルコール検知器による確認は必ず行わなければなりません。

アルコール検知器の制作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理、保守し、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

Q18 対面によらない確認の場合、メールやチャットなどで確認してもいいですか？

A. メールやチャットなどの直接対話できない方法での確認は不可です。

対面によらない確認の場合は、Q15のとおり、対面による確認に準ずる方法で実施してください。

Q19 各車両にアルコール検知器の搭載が必要ですか？

A. 原則不要です。

しかし、直行直帰する運転者や出張先の運転者など、対面によらない方法で確認を行う場合は、運転者にアルコール検知器を携行させる必要があります。

Q20 酒気帯び確認は、業務で原動機付自転車や自転車を運転する場合も必要ですか？

A. 不要です。

安全運転管理者業務という自動車には、原動機付自転車（50cc以下）や自転車は含まれません。

しかし、車両等の使用者が、業務目的で車両等を運転させる場合には、原動機付自転車や自転車であっても、飲酒運転などの法令違反をさせないよう管理することは必要です。